

ゆめふぉん契約約款  
笠岡放送株式会社

## 笠岡放送株式会社ゆめふぉん契約約款

### 目次

第1条（約款の適用）	4
第2条（約款の改定）	4
第3条（用語の定義）	4
第4条（最低利用期間）	7
第5条（サービスの提供区域）	7
第6条（権利の譲渡等）	7
第7条（ID 及びパスワード）	8
第8条（本申込）	9
第9条（本申込の承諾等）	9
第10条（初期契約解除）	10
第11条（サービス利用の要件等）	11
第12条（サービス内容の変更）	14
第13条（契約者の名称の変更等）	14
第14条（個人の契約上の地位の引継）	14
第15条（利用の制限）	16
第16条（提供の中止）	16
第17条（提供の停止等）	16
第18条（サービスの変更、追加、廃止）	17
第19条（当社の解除）	18
第20条（契約者の解除）	18
第21条（契約者の支払義務等）	19
第22条（料金の適用）	19
第23条（料金の調定）	20
第24条（利用不能の場合における料金の調定）	20
第25条（料金等の請求方法）	20
第26条（料金等の支払方法）	20
第27条（割増金）	20
第28条（遅延損害金）	21
第29条（割増金等の支払方法）	21
第30条（消費税）	21
第31条（個人情報保護）	22
第32条（第三者の責による利用不能）	23
第33条（保証及び責任の限定）	23

第 34 条 (当社の装置維持基準)	23
第 35 条 (定めなき事項)	23
第 36 条 (合意管轄裁判所)	24
第 37 条 (準拠法)	24
第 38 条 (分離可能性)	24
第 39 条 (禁止事項)	24
第 40 条 (SIM カードの貸与)	24
第 41 条 (SIM カードの返還)	25
第 42 条 (通信速度)	25
第 43 条 (PIN ロックとその解除等)	25
第 44 条 (端末機器)	25
第 45 条 (SIM カードにかかる契約者の義務)	26
第 46 条 (サイバー攻撃への対処)	26
第 47 条 (業務委託)	27
第 48 条 (危険 SMS 拒否設定)	27
笠岡放送株式会社 ゆめふおん料金表	31
1 表記説明	31
2 月額基本料等	31
(1) 月額基本料 (音声通話機能付き SIM カード)	31
(2) 月額基本料 (SMS 機能付き SIM カード)	31
(3) 月額基本料 (データ通信専用 SIM カード)	31
(4) ゆめふおん通話料 (音声通話機能付き SIM カードのみ)	32
(5) ゆめふおん SMS 送受信料 (音声通話機能付き SIM カードと SMS 機能付き SIM カードのみ)	33
(6) 追加クーポン利用料金	33
(7) 付加機能料金 (音声通話機能付き SIM カードのみ)	33
(8) 付加機能料金 (音声通話機能付き SIM カードと SMS 機能付き SIM カードのみ)	34
(9) ユニバーサルサービス料	34
(10) 電話リレーサービス料	34
(11) その他の料金	35
(12) 請求月	36

## 第1章 総則

### 第1条 (約款の適用)

笠岡放送株式会社（ゆめネット笠岡放送）（以下「当社」といいます）は、ゆめふおん契約約款（以下「本約款」といいます）を定め、これによりゆめふおんサービス（以下「本サービス」といいます）を提供するものとします。

2 当社は、株式会社インターネットイニシアティブ（以下「IIJ」といいます）が提供するMVNOサービス（株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」といいます）が提供する移動無線通信にかかわる通信網を利用したサービスをいい、以下「提供元サービス」といいます）を利用して本サービスを提供するものとします。

3 当社が、本約款とは別に定める本サービスを説明する諸規定は、本約款の一部を構成するものとします。

4 ゆめふおん契約（以下「本契約」といいます）は、当社と本契約を締結する者（以下「契約者」といいます）間の唯一かつ最終の合意を形成し、他の合意に優先して適用されるものとします。

### 第2条 (約款の改定)

当社は、本約款を改定することがあるものとします。この場合、料金その他の提供条件は、改定後の約款によるものとします。

2 当社は、本約款を改定する旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期を当社ウェブサイト上（<https://yumenet.jp>、以下「当社ウェブサイト」といいます）に掲載する方法で告知するものとします。

### 第3条 (用語の定義)

本約款において使用する用語は、それぞれ以下の意味で使用するものとします。

用語	用語の意味
ID 等	パスワード並びに個別 ID 及び個別パスワード
本申込	本サービスの申し込み
申込者	本申込をする者
利用者	本サービスを利用する者
本契約電話番号	本契約により利用している携帯電話番号
MNP	携帯電話番号のポータビリティ制度（電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を変更すること） (Mobile Number Portability)
バンドルクーポン	各料金プランにあらかじめ付属しているクーポンのこと
追加クーポン	一定量ごとに追加が可能なクーポンのこと
SMS	ショートメッセージサービス
SIM カード	当社が本約款に基づき契約者に貸与する契約者情報を記録した IC カードのこと

用語	用語の意味
音声通話機能付き SIM カード	SIM カードのうち、当社が定める音声通話機能を有するもの（データ通信、SMS、音声通話が可能） ※当社ゆめふおんの商品紹介資料やウェブサイト上では、「データ通信+SMS+音声通話」と記載する場合がありますものとします。
SMS 機能付き SIM カード	SIM カードのうち、当社が定める SMS 機能を有するもの（データ通信、SMS が可能） ※当社ゆめふおんの商品紹介資料やウェブサイト上では、「データ通信+SMS」と記載する場合がありますものとします。
データ通信専用 SIM カード	SIM カードのうち、当社が定めるデータ通信機能を有するもの（データ通信が可能） ※当社ゆめふおんの商品紹介資料やウェブサイト上では、「データ通信」と記載する場合がありますものとします。
標準 SIM	形状を標準 SIM とする SIM カードを当社が貸与するもの
microSIM	形状を microSIM とする SIM カードを当社が貸与するもの
nanoSIM	形状を nanoSIM とする SIM カードを当社が貸与するもの
PIN コード	SIM カード用の暗証番号（Personal Identification Number）
PIN ロック	PIN コードの入力を 3 回連続して間違えたときに、端末機器の利用が制限されること
PIN ロック解除コード（PUK）	PIN ロックを解除するための暗証番号
SIM 無効化	PIN ロックされた状態で PIN ロック解除コード（PUK）の入力を 10 回間違えたときに、SIM カードが利用出来なくなること
OS	端末機器を動かすためのソフトウェア（Operating System）
個人情報	申込者、契約者及び利用者の個人情報
光テレビ	放送法第 2 条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送及び超短波放送のうち、当社が定めた放送の同時再送信サービス及び当社の自主放送サービス
光ネット	光ファイバーを用いた当社のインターネット接続サービス
ユニバーサルサービス料	電気通信事業法第 7 条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして定められたユニバーサルサービス（加入電話、公衆電話、110 番・119 番等の緊急通報をいいます）の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号（当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード毎に設定する一意の番号をいいます）の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収するものとします。なお、当該額は変更される場合があり、変更後の額は、基礎的電気通信役務支援機関が発表する単価に基づきドコモが当社に請求するユニバーサルサービス料の単価に従うものとします。
電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第 25 条の規定により、電話リレーサービス（聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介するサービスをいいます）の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号（当社が定めるものであって当社が貸

用語	用語の意味
	与する SIM カード毎に設定する一意の番号をいいます) の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収するものとします。なお、当該額及び課金方法は変更される場合があります、変更後の額は、一般社団法人電気通信事業者協会が発表する単価に基づきドコモが当社に請求する電話リレーサービス料の単価に従うものとします。
料金プラン変更	本サービスの料金プランを異なる料金プランへ変更すること ※通常、料金プラン変更は契約者が当社に請求するものとします。
IPv4 アドレス	インターネットプロトコル バージョン 4(IPv4)として定められている 32bit のアドレス
IPv6 アドレス	インターネットプロトコル バージョン 6(IPv6)として定められている 128bit のアドレス
IP アドレス	IPv4 アドレス及び IPv6 アドレスの総称
コンピュータウイルス	電子メールやホームページ閲覧等によってコンピュータ等の機器に侵入する特殊なプログラムの総称
ワーム	自身を複製して他のシステムに拡散する性質を持った独立したプログラムの総称
マルウェア	(malware)コンピュータウイルスやワームなどの、害を及ぼすソフトウェアの総称
C&C サーバ	(command and control server)マルウェアを遠隔操作するために設置されるコンピュータ等の機器のこと
サイバー攻撃	コンピュータ等のシステムに対し、ネットワークを通じて破壊活動やデータの搾取、改竄等を行うこと
クエリ	(query)ソフトウェアに対するデータの問い合わせや要求等を一定の形式で文字に表現すること
クエリログ	クエリの履歴や情報の記録
ドメイン名	ホームページアドレス(URL)やメールアドレスの一部であり、数字の羅列である IP アドレスを理解しやすい文字列で表したものの
DNS	(domain name system)インターネット上でドメイン名と IP アドレスを対応付けて管理するシステム
留守番電話	音声通話機能付き SIM カードにおいて、端末機器の電源を切っている場合等で、着信した電話に出ることが出来ない時に発信者が音声録音により伝言を残すことが出来る機能
割り込み電話着信	音声通話機能付き SIM カードにおいて、音声通話中に新たな着信があった場合、当該音声通話中の電話を一時保留にし、新たな着信と音声通話をすることが出来る機能
転送でんわ	音声通話機能付き SIM カードにおいて、着信した電話をあらかじめ登録しておいた当該着信をした本契約電話番号以外の電話番号（以下「転送先電話番号」といいます）に転送をすることが出来る機能
インストール	スマートフォン等にソフトウェアを導入すること
フィッシング	実在する宅配事業者や金融機関、インターネット通信販売事業者等を装い不正なソフトウェアをインストールするよう誘導し

用語	用語の意味
	たり、口座情報やアカウント情報等の個人情報を盗み出そうとしたりするウェブサイトや電話番号へ誘導すること
フィッシング SMS	フィッシングを行う目的で送信された SMS
フィッシングサイト	フィッシングを行う目的で公開されているウェブサイト
危険 SMS 拒否設定	フィッシング SMS であるとドコモによって判定された SMS の受信を拒否する機能 (2022 年 3 月提供開始)
SMS 一括拒否	全ての SMS の受信を拒否する機能
個別番号受信	個別に指定した電話番号からの SMS のみを受信する機能

#### 第 4 条 (最低利用期間)

本サービスの音声通話機能付き SIM カードの最低利用期間は、ゆめふおん月額基本料 (以下「月額基本料」といいます) の課金開始日より 1 年間とするものとします。なお、2022 年 7 月 1 日以降、新たに締結する本契約及び利用中の本契約の当該最低利用期間を廃止するものとします。

#### 第 5 条 (サービスの提供区域)

本サービスの提供区域 (以下「提供区域」といいます) は、提供元サービスの提供区域に準じるものとします。本サービスを利用した通信は、通信回線に接続されている端末機器が同提供区域内に存在する場合に限り、行うことが出来るものとします。

2 提供区域内であっても、電波の伝わりにくい場所等では、通信を行うことが出来ない場合があるものとします。

3 前項の場合、契約者は当社に当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除き、通信を行うことが出来ないことによるいかなる損害賠償も請求することは出来ないものとします。

#### 第 6 条 (権利の譲渡等)

本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利の譲渡は、当社の承諾を受けなければ、その効力を生じないものとします。当該承諾を受けようとする場合、当社が定める所定の方法による申請が必要なものとします。

2 前項の定めは、相続又は法人の合併若しくは会社分割により本契約にかかる契約上の地位が承継される場合には適用しないものとします。

3 当社は、第 1 項の申請があった場合、これを承諾するものとします。但し、次に掲げる事由に該当すると当社が判断した場合、当該申請を承諾しないことがあるものとします。

- (1) 譲渡人又は譲受人が、第 17 条 (提供の停止等) 第 1 項各号の事由に該当するとき。
- (2) 譲受人が、申請よりも前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ当社から当該契約を解除又は停止等をしたことがあるとき。

- (3) 申請に際し、当社に対し虚偽の事実を通知したとき。
- (4) 譲受人について本人確認が出来ないとき。
- (5) 譲渡人又は譲受人が未成年者であり、かつその親権者等の同意がないとき。
- (6) 譲渡後の利用者が 18 歳未満の者であるにもかかわらず、譲受人又は譲受人が未成年者の場合はその親権者等（以下、譲受人及び譲受人の親権者等を総称して「譲受人等」といいます）が、その旨を当社に申し出なかったとき。
- (7) 譲渡後の利用者が 18 歳未満の者であり、かつ譲受人等が、フィルタリングサービスに関する確認・申出書の提出しないとき。
- (8) 譲渡後の利用者が 18 歳未満の者であり、かつ譲受人等が、フィルタリングサービスを利用せず、フィルタリングサービスに関する確認・申出書内にその旨を記入して提出しないとき。
- (9) 譲渡後の利用者が当社販売の端末機器を利用する 18 歳未満の者であり、かつ譲受人等が、当社によるフィルタリングサービス有効化を希望しないにもかかわらず、フィルタリングサービスに関する確認・申出書内にその旨を記入して提出しないとき。
- (10) 法令に違反することとなるとき。
- (11) 譲渡後の本サービスの提供又は当該サービスにかかる装置の保守が技術上著しく困難なとき。
- (12) その他当社が不適切と認めたとき。

4 本サービスの提供を受ける権利の譲渡があった場合、譲受人は、別段の定めがある場合を除き、契約者の有していた一切の権利及び義務（譲渡があった日以前の料金その他の債務を含みます）を承継するものとします。

5 契約者は、本サービスを再販売する等、第三者に対し本サービスを利用させることは出来ないものとします。

#### 第 7 条 (ID 及びパスワード)

契約者は、ID 等の管理責任を負うものとします。

2 当社は、契約者が本契約上の権利を行使するにあたり、契約者に ID 等の提示を求めることがあるものとします。

3 契約者は、ID 等を第三者に利用させないものとします。但し、本約款で別の定めがある場合、この限りではないものとします。

4 契約者は、ID 等が盗用され、又は盗用される可能性があることが判明した場合、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、当社は、ID 等の盗用による契約者の損害又は契約者が第三者に与えた損害について責任を負わないものとします。

5 契約者は、個別 ID を変更することは出来ないものとします。



## 第2章 本申込及び承諾等

### 第8条（本申込）

申込者は、本約款に同意のうえ、本申込を当社が定める所定の方法により行うものとします。

2 申込者は、本人確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律（平成17年31号）第9条の規定に基づくものであり、氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報の確認を行うことをいいます。以下同じとします）のために当社が別途定める書類を提示する必要があるものとします。

3 申込者が未成年である場合及び親権者等の同意が必要な場合、親権者等の同意及び当社が定める書式による親権者等同意書の提出が必要なものとします。また、親権者等の本人確認のために当社が別途定める書類を提示する必要があるものとします。

4 申込者又は申込者が未成年者の場合はその親権者等は、利用者が18歳未満の者である場合、当社にその旨を申し出る必要があるものとします。

5 利用者が18歳未満の者である場合、原則としてフィルタリングサービスの利用が必要なものとします。また、フィルタリングサービスに関する確認・申出書の提出が必要なものとします。フィルタリングサービスを利用しない場合や当社販売の端末機器を利用し、当社によるフィルタリングサービス有効化を希望しない場合、フィルタリングサービスに関する確認・申出書内にその旨を記入する必要があるものとします。

6 申込者が法人である場合、法人の代理契約者の本人確認のために当社が別途定める書類を掲示する必要があるものとします。

7 申込者の居住地は、日本国内に限るものとします。

8 1 契約あたり利用することが出来るSIMカードは1枚とするものとします。

### 第9条（本申込の承諾等）

当社は、本申込があった場合、これを承諾するものとします。但し、次に掲げる事由に該当すると当社が判断した場合、当該本申込を承諾しないことがあるものとします。

- (1) 申込者が、第17条（提供の停止等）第1項各号の事由に該当するとき。
- (2) 申込者が、本申込よりも前に当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ当社から当該契約を解除又は停止等をしたことがあるとき。
- (3) 本申込に際し、当社に対し虚偽の事実を通知したとき。
- (4) 第8条（本申込）第2項、第3項及び第5項において、本人確認が出来ないとき。
- (5) 申込者が未成年者であり、かつその親権者等の同意がないとき。
- (6) 利用者が18歳未満の者であるにもかかわらず、申込者又は申込者が未成年者の場合はその親権者等が、その旨を当社に申し出なかったとき。
- (7) 利用者が18歳未満の者であり、かつ申込者又は申込者が未成年者の場合でかつ、その親権者等がフィルタリングサービスに関する確認・申出書を提出しないとき。

(8) 利用者が18歳未満の者であり、かつ申込者又は申込者が未成年者の場合はその親権者等が、フィルタリングサービスを利用せず、フィルタリングサービスに関する確認・申出書内にその旨を記入して提出しないとき。

(9) 利用者が当社販売の端末機器を利用する18歳未満の者であり、かつ申込者又は申込者が未成年者の場合はその親権者等が、当社によるフィルタリングサービス有効化を希望しないにもかかわらず、フィルタリングサービスに関する確認・申出書内にその旨を記入して提出しないとき。

(10) 法令に違反することとなるとき。

(11) 本申込にかかる本サービスの提供又は当該サービスにかかる装置の保守が技術上著しく困難なとき。

(12) その他当社が不適切と認めたとき。

2 前項の規定により本申込を拒絶した場合、当社は、申込者にその旨を通知するものとします。

3 当社は、第1項に掲げる事由の判断のため、申込者に当該申込者の身分証明にかかる公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。当該申込者から当該書類の提出が行われない間、当社は、第1項に基づく本申込の承諾を留保又は拒絶出来るものとします。

4 当社は、同一の契約者が同時に利用することの出来る本サービスの契約数の上限（以下「契約上限数」といいます）を定めることが出来るものとします。契約上限数を超えて本申込があった場合、当社は、当該契約上限数を超える部分にかかる本申込を承諾しないものとします。

5 本申込にかかる本サービスの提供は、本申込を受け付けた順とするものとします。但し、当社が、必要と認める場合、その順序を変更することがあるものとします。

6 当社が申込者からの本申込を承諾した場合、本約款及び本申込の内容に従い、本契約が成立するものとします。

## 第10条（初期契約解除）

契約者は、本サービスの利用開始日（当該サービスの利用が可能となる日として当社が指定する日をいいます、以下「利用開始日」といいます）又は契約書面受領日のどちらか遅い日を含め8日間は、契約者が書面で当社に通知することにより本契約の解除（以下「初期契約解除」といいます）が出来るものとします。初期契約解除は、第4条（最低利用期間）は適用されず、解除の通知を行った日（以下「通知日」といいます）に解除の効力が生じるものとします。但し、初期費用、月額基本料、付加機能料金、通話料、SMS送信料は当社が契約者に請求出来るものとします。なお、月額基本料、付加機能料金は日割り計算されるものとします。

2 初期契約解除があった日にMNPの転入処理が完了している場合、契約者から当社に別

途 MNP 転出の申し出と MNP 転出費用が必要なものとします。

3 契約者が本契約とともに端末購入の分割での支払い方法を選択していた場合、個品割賦購入契約も通知日に契約解除となるものとします。但し、当社から契約者に端末を渡している場合、個品割賦購入契約は通知日以降も継続するものとし、端末の返品は出来ないものとします。なお、契約者が一括支払いでの精算を希望する場合にはこの限りではないものとします。

4 音声通話機能付き SIM カードにおいて、当社から新たに発行された携帯電話番号の場合、初期契約解除を用いた MNP 転出は出来ないものとします。

5 第 12 条（サービス内容の変更）第 3 項においても、本条第 1 項と同様に初期契約解除が出来るものとします。但し、当社システムの都合上、通知日の翌月より料金プラン変更以前の料金プランへの復帰となるものとします。また、料金プラン変更された期間の料金は満額発生するものとします。

#### 第 11 条（サービス利用の要件等）

契約者は、当社から契約者に通知又は連絡を行うための電話番号又はメールアドレス（当社が提供するサービスにかかるものである必要はありません）を当社に指定するものとします。当社が、当該メールアドレスに対し電子メールを送信した場合、その送信の時点をもって、当社から当該契約者に意思表示又は事実の伝達があったものとします。

2 当社は、本サービスの利用条件を以下に定めるものとします。

- (1) 契約者が本サービスにおいて使用する IP アドレスは、当社が指定するものとします。契約者は、当該 IP アドレス以外の IP アドレスを使用して本サービスを利用することは出来ないものとします。
- (2) 本サービスを利用するには、発信者番号通知を行う必要があるものとします。
- (3) 契約者は、本サービスを利用するにあたり、当社の定める事項に基づき、MNP による転入又は転出を行うことが出来るものとします。
- (4) MNP による転入には、以下の制限があるものとします。
  - i 転入元事業者の契約者と本契約の契約者は、同一である必要があるものとします。
  - ii 転入元事業者から取得した MNP 予約番号の有効期限について当社が別途指定する日数以上の残日数が残っている必要があるものとします。
  - iii 電話番号を利用することが出来ない期間（MNP による転入手続き完了後から当該手続きにかかる音声通話機能付き SIM カードが契約者の指定した送付先に到着するまでの期間）があるものとします。
  - iv 本申込と同時に MNP の手続きを行う必要があるものとします。
  - v 本契約の契約者が転入元事業者との間で料金未払等の契約上の義務を怠っていない必要があるものとします。

- vi 転入元事業者での契約と本契約がともに音声通話機能付き SIM カードである必要があるものとしします。
- (5) 契約者は、当社が指定する SIM カード以外の通信手段を用いた本サービスの利用及び当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信を行ってはならないものとしします。
- (6) 契約者は、当社が貸与する機器（以下「貸与機器」といいます）につき、次に掲げる事項を遵守するものとしします。
- i 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他貸与機器としての通常の用途以外の使用をしないこと。
  - ii 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器について貸与、譲渡その他の処分をしないこと。
  - iii 日本国外で移動無線機器等を使用しないこと。（国際ローミングオプション及び日本国外（航空機内又は船舶中において日本国外での利用となる場合を含みます）で SMS 機能を利用する場合を除きます）
  - iv 善良な管理者の注意をもって貸与機器を管理すること。
- (7) 契約者は、次に掲げる事由に該当すると当社が判断した場合、遅滞なく貸与機器を当社に返還するものとしします。
- i 本契約が事由の如何を問わず終了した場合。
  - ii 異なる形状区分の SIM カードへ変更した場合。
  - iii 前記各号のほか、貸与機器を利用しなくなった場合。
- (8) 契約者は、貸与機器に故障が生じた場合、可及的すみやかに当社に通知するとともに、当該貸与機器を当社に返還するものとしします。
- (9) 貸与機器の故障が契約者の責によるものである場合、契約者は、当社に当該貸与機器の回復に要する費用として別途料金表に定める金額を支払うものとしします。
- (10) 契約者は、貸与機器を亡失した場合、可及的すみやかに当社に通知するものとしします。
- (11) 契約者は、当社に亡失品（第 7 号及び第 8 号に定める返還がなかった場合の当該移動無線機器を含みます）の回復に要する費用について亡失負担金として別途料金表に定める SIM カード再発行費用を支払うものとしします。当該亡失品が後に発見される等の事情により当社に返還又は送付された場合であっても、当社に支払われた亡失負担金は返金されないものとしします。
- (12) 契約者は、亡失品をその責任において法律に従って処分するものとし、当社は、契約者又は第三者が当該亡失品を使用することについて一切の責任及び義務を負わないものとしします。
- (13) 契約者は、本契約において当社から提供を受けた役務、貸与機器その他一切について第三者に販売（有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以

下同じとします) してはならないものとします。

(14) 契約者は、当社から提供される音声通話機能とドコモの提供する類似サービスが必ずしも同一の仕様ではないことあらかじめ同意するものとします。

(15) 本サービスの提供にあたり、当社は、第 15 条（利用の制限）及び第 17 条（提供の停止等）に定めるほか、契約者の一定期間内の通信量が別途料金表に定める基準を超過した場合、本サービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、事前に通知することなく当該通信の利用を制限することがあり、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

(16) 本サービスにおいて移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備である必要があるものとします。契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合、当該請求に応じるものとします。

(17) MNP による転出には、次に掲げる制限があるものとします。

i 本契約の契約者が料金未払等の契約上の義務を怠っていない必要があるものとします。

ii 本契約と転出先事業者での契約がともに音声通話機能付き SIM カードである必要があるものとします。

iii 契約者が当社に MNP 予約番号の発行を請求することが出来るものとします。当社が定める所定の方法により当該 MNP 予約番号を当社から契約者に通知するものとします。当該請求から当該通知までに本サービスのシステムの都合上日数を要することに契約者はあらかじめ同意するものとします。

3 契約者は、SIM カードに登録されている電話番号その他の情報を読み出し、変更又は消去しないものとします。

### 第3章 契約事項の変更等

#### 第12条 (サービス内容の変更)

契約者は、本サービスの音声通話機能付き SIM カードを利用している場合、当社が提供している SIM カードサイズ (標準 SIM、microSIM、nanoSIM) から異なる形状区分の SIM カードへの変更を請求することが出来るものとします。但し、次に掲げるカードを利用している契約者は、当社が提供している SIM カードサイズの変更は出来ないものとします。

(1) SMS 機能付き SIM カード。

(2) データ通信専用 SIM カード。

2 第8条 (本申込) 第2項及び第9条 (本申込の承諾等) の規定は、前項の請求があった場合について準じるものとし、「本申込」とあるのは「変更の請求」と「申込者」とあるのは「契約者」とそれぞれ読み替えるものとします。

3 契約者は、当社に異なる料金プランへの変更 (以下「料金プラン変更」といいます) を希望する月の前月の 25 日までに当社が定める所定の方法により、暦月単位でのみ料金プラン変更を請求することが出来るものとします。但し、次に掲げる変更は出来ないものとします。

(1) 音声通話機能付き SIM カードから SMS 機能付き SIM カードへの変更。

(2) 音声通話機能付き SIM カードからデータ通信専用 SIM カードへの変更。

(3) SMS 機能付き SIM カードから音声通話機能付き SIM カードへの変更。

(4) SMS 機能付き SIM カードからデータ通信専用 SIM カードへの変更。

(5) データ通信専用 SIM カードから音声通話機能付き SIM カードへの変更。

(6) データ通信専用 SIM カードから SMS 機能付き SIM カードへの変更。

#### 第13条 (契約者の名称の変更等)

契約者は、その氏名、住所又は居所等当社に届け出ている事項に変更があった場合、当社に当社が定める所定の方法により、すみやかに当該変更の内容について通知するものとします。

#### 第14条 (個人の契約上の地位の引継)

契約者が死亡した場合、本契約は終了するものとします。但し、当該契約者 (以下この項において「元契約者」といいます) の相続人 (相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人) が、相続開始の日から 2 週間を経過する日までに当社に申し出をすることにより、引き続き元契約者の契約にかかる本サービスの提供を受けることが出来るものとします。当該申し出があった場合、当該相続人は、元契約者の契約上の地位 (元契約者の契約上の債務を含みます) を引き継ぐものとします。

2 第9条 (本申込の承諾等) の規定は、前項の場合について準じるものとし、同条中「本

申込」とあるのは「申し出」と、「申込者」とあるのは「相続人」とそれぞれ読み替えるものとします。

3 当社は、本約款又は本サービスに基づき生じたすべての債権について弁護士、弁護士法人その他当社が指定した第三者（以下「債権譲渡先」といいます）に譲渡する場合がありますものとします。この場合、契約者は、当該債権譲渡につき、あらかじめこれに同意するものとします。

4 前項の場合、当該債務譲渡の請求及び回収に用いるため、契約者は、当社が債務譲渡先に契約者の氏名、住所、電話番号並びに債権の請求及び回収を行うために必要な情報を提供することあらかじめ同意するものとします。

5 第3項の場合、当社及び債権譲渡先は、契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

#### 第4章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止等

##### 第15条 (利用の制限)

当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置をとることがあるものとします。

2 当社は、児童買春、児童ポルノにかかる行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）において定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信を制限する場合があります。

3 契約者の通話料が、平均的な契約者の利用実績又は契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることが確認された場合、当社は契約者に利用状況の確認を行うことがあります。連絡不能等により当該確認が出来ない場合、当社は本サービスの利用を停止することがあるものとします。

##### 第16条 (提供の中止)

当社は、次に掲げる事由に該当すると当社が判断した場合、本サービスの提供を中止することがあるものとします。

- (1) 当社又は本サービス提供元の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき。
- (2) 当社又は本サービス提供元が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき。
- (3) その他当社が必要と判断したとき。

2 当社は、本サービスの提供を中止するときは、契約者に前項第1号により中止する場合はその14日前までに、同項第2号により中止する場合は事前に、その旨並びに理由及び期間を通知するものとします。但し、緊急やむを得ないときは、この限りではないものとします。

3 本条に基づく本サービスの提供の中止について当社は、その料金の全部又は一部の返金を行うことはなく、また名目の如何を問わず損害賠償責任を負わないものとします。

##### 第17条 (提供の停止等)

当社は、契約者が次に掲げる事由に該当すると当社が判断した場合、当該契約者による本サービスの利用の全部若しくは一部の提供を停止又は制限することがあるものとします。

- (1) 本約款に定める契約者の義務に違反したとき、又は本約款の定め違反する行為が行われたとき。



- (2) 料金等本契約上の義務の履行を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき。
- (3) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様において、本サービスを利用したとき。
- (4) 当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の利用に対し重大な支障を与える態様において、本サービスを利用したとき。
- (5) 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様において、本サービスを利用したとき。
- (6) 第9条（本申込の承諾等）第1項に定める本申込の拒絶事由に該当するとき。
- (7) 前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様において本サービスを利用したとき。
- (8) 当社が送付した通信機器を受領しないとき。
- (9) 当社に登録しているお客様情報その他登録情報について事実と反することが判明したとき。
- (10) 利用者が18歳未満の者であり、申込者又は申込者が未成年者の場合はその親権者等が、故意又は重大な過失により利用者のインターネット利用状況を把握・管理する努力を怠っていたとき。

2 当社は、前項の規定による提供の停止又は利用の制限の措置を講じる場合、契約者にあらかじめその理由（該当する前項各号に掲げる事由）及び期間を通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合、この限りではないものとします。

3 当社は、第1項の規定にかかわらず、当該契約者に同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることが出来るものとします。但し、当該措置は、当社が第1項の措置を取ることを妨げるものではないものとします。

4 契約者は、当社から本サービスの利用に関し説明を求められた場合、当該要請に応じるものとします。但し、契約者の当該利用にかかる行為が法令に違反していない場合かつ、業務上の秘密その他正当な理由がある場合、この限りではないものとします。

#### 第18条（サービスの変更、追加、廃止）

当社は、都合により本サービスの全部又は一部を変更、追加又は廃止することがあるものとします。

2 当社は、前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止する場合、契約者に当該廃止する日の3ヵ月前までにその旨を通知するものとします。

3 当社は、前項による本サービスの全部又は一部の変更、追加又は廃止について何ら責任を負うものではないものとします。

## 第5章 契約の解除

### 第19条 (当社の解除)

当社は、次に掲げる事由に該当すると当社が判断した場合、本契約を解除することがあるものとします。

(1) 第17条(提供の停止等)第1項の規定により本サービスの提供の停止又は利用の制限がなされた場合でかつ、契約者が当該停止又は制限の日から1ヵ月以内に当該停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。但し、当該停止又は制限が同条第1項第2号の事由による場合、当該契約を直ちに解除することがあるものとします。

(2) 第17条(提供の停止等)第1項各号の事由がある場合でかつ、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

2 当社は、前項の規定により本契約を解除する場合、契約者にあらかじめその旨を通知するものとします。

3 第1項の規定により本契約が解除された場合、当該携帯電話番号を復活して利用することは出来ないものとします。

### 第20条 (契約者の解除)

契約者は、各契約毎に当社が定める所定の方法で当社に通知をすることにより、本契約を解除することが出来るものとします。但し、次に掲げる条件があるものとします。

(1) 本サービスにおいて、契約者の通知による解除の効力は、当該通知があった日の属する月の末日に生じるものとします。

(2) 本サービスにおいて、契約者が、当社にMNPによる転出を通知した場合、本サービスの解除を通知したものとみなすものとします。

2 第15条(利用の制限)第1項又は第16条(提供の中止)第1項の事由が生じたことにより本サービスを利用することが出来なくなった場合でかつ、本契約の目的を達することが出来ないと認められる場合、契約者は、前項の規定にかかわらず、当社に通知することにより、本契約を解除することが出来るものとします。当該本契約の解除は、当該通知が当社に到達した日に効力を生じるものとします。

3 第18条(サービスの変更、追加、廃止)第1項の規定により本サービスの全部又は一部が廃止された場合、当該廃止の日に当該廃止された本サービスにかかる契約が解除されたものとします。

## 第6章 料金等

### 第21条 (契約者の支払義務等)

契約者は、当社に第24条(利用不能の場合における料金の調定)及び別途料金表の規定により算出した本サービスにかかる各種費用及び手数料並びに初期費用及び月額基本料等(以下「月額基本料等」といいます)を支払うものとします。

2 初期費用の支払義務は、当社が本申込を承諾した時に発生するものとします。

3 月額基本料等は、当社が課金を開始した日(以下「課金開始日」といいます)から本サービスを提供した最後の日が属する月の末日までの期間について発生するものとし、第17条(提供の停止等)の規定により本サービスの提供の停止又は利用の制限がなされた場合における当該停止等の期間は、本サービスにかかる月額基本料等の額の算出においては、本サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

4 契約者は、本契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日(付加機能又はSIMカードの提供を開始した日)から起算して、本契約の解除若しくは停止があった日の属する月の末日までの期間について(付加機能又はSIMカードの廃止についても同様)当社が提供する本サービスの態様に応じて別途料金表に規定する利用料又は使用料等の当社への支払いを要するものとします。

5 月額基本料等の支払単位は月毎とするものとします。

6 別途料金表の定めに従い、月額基本料等を当社が定める期日に当社の指定金融機関の契約者の口座から自動振替するものとします。

7 契約者が、月の途中に本サービスの種類、種別、品目、数量等の変更等の請求を行い、当社がこれを承諾した場合、当該変更等した月の月額基本料等は、変更等以前の月額基本料等を適用するものとします。

8 当社は、支払いを要しないこととされた月額基本料等が既に支払われている場合、当該料金を契約者に返還するものとします。

9 契約者が、本サービスの開始後、当社に本サービスの種類、種別、品目等の変更及び付加機能の種類、種別、品目、数量等の変更・追加・廃止等の請求を行い、当社が当該請求を承諾した場合、契約者から当社に当該請求の手続きに関する費用の支払いを要するものとします。但し、当該請求の手続きの着手前に当該請求の取り消しがあった場合、この限りではないものとします。なお、既に当該費用が契約者から当社に支払われている場合、当社は、当該費用を契約者に返還するものとします。

### 第22条 (料金の適用)

本サービスの料金は、月額基本料、付加機能料金、手数料及び解除調定金とし、別途料金表に定めるところによるものとします。

2 課金開始日又は第20条(契約者の解除)第2項若しくは第3項の規定により本契約が解除された日の属する月の月額基本料の額は、当該月における本サービスを提供した期間

に対応する当該サービスにかかる料金の額とするものとします。

#### 第 23 条 (料金の調定)

音声通話機能付き SIM カードの本契約がその最低利用期間が経過する前に解除された場合 (第 20 条 (契約者の解除) 第 2 項又は第 3 項の規定により解除された場合を除きます)、契約者は当社に解除調定金を支払うものとします。但し、2022 年 7 月 1 日以降は、新たに解除調定金は発生しないものとします。

##### 2 解除調定金

(1) 解除調定金の額は、次の計算式により算出した額とするものとします。

$(12 \text{ ヶ月} - \text{利用月数 (利用開始日の属する月を 0 と起算します)}) \times 1,000 \text{ 円 (税込 1,100 円)}$

#### 第 24 条 (利用不能の場合における料金の調定)

当社は、当社の責に帰すべき事由により本サービスが全く利用し得ない状態 (全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします) が生じた場合でかつ、当社が当該状態の生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の期間 (以下「利用不能時間」といいます) 当該状態が継続した場合、契約者の請求に基づき、利用不能時間を 24 で除した数 (小数点以下の端数は切り捨てます) に月額基本料の 30 分の 1 を乗じて算出した額を月額基本料から減額するものとします。なお、付加機能料金は減額しないものとします。

2 契約者が前項の請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかった場合、契約者は、当該権利を失うものとします。

3 前項の定めにかかわらず、本サービスが全く利用出来ない状態の発生が使用機器の故障によるものである場合、当該使用機器の故障が当社の責めに帰すべき事由により生じたものである場合を除き、第 1 項の減額規定は適用されず、料金の減額及び返金が行われないものとします。

#### 第 25 条 (料金等の請求方法)

当社は、契約者に毎月、月額基本料等を請求するものとします。

#### 第 26 条 (料金等の支払方法)

契約者は、当社月額基本料等を当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

#### 第 27 条 (割増金)

月額基本料等の支払いを不法に免れた契約者は、当社にその免れた金額の 2 倍に相当す

る金額（以下「割増金」といいます）を支払うものとします。

#### 第 28 条（遅延損害金）

契約者は、月額基本料等の支払いを怠った場合、次項に定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。但し、当該料金とその支払うべきこととされた日の翌日から 10 日以内に当社に支払われた場合、この限りではないものとします。

2 遅延損害金の額は、当該支払いを怠った金額に対する年 14.6 パーセントの割合により算出した額とするものとします。

#### 第 29 条（割増金等の支払方法）

第 26 条（料金等の支払方法）の規定は、第 27 条（割増金）及び第 28 条（遅延損害金）の場合について準じるものとします。

#### 第 30 条（消費税）

契約者が、当社に本サービスに関する債務を支払う場合、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税が賦課されるものとされているとき並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税を合計した額を併せて支払うものとします。

## 第7章 個人情報

### 第31条（個人情報保護）

当社は、法令及び当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、個人情報を適切に取り扱うものとします。

2 当社は、本サービスの提供に関し取得した個人情報を次に掲げる利用目的の範囲内において取り扱うものとします。

(1) 本サービスの提供にかかる業務を行うこと（業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます）。

(2) 当社のサービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及びその分析を行うこと。

(3) 当社のサービスに関する情報（当社の別サービス又は当社の新規サービスに関する紹介情報等を含みます）を電子メール等により送付すること。

(4) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。

3 当社は、契約者の同意に基づき、必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があるものとします。また、本サービスの提供にかかる業務における個人情報の取り扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合、当社は、当社の監督責任下において個人情報を第三者に委託出来るものとします。

4 前項にかかわらず、法令に基づく請求又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があるものとします。

## 第 8 章 雑則

### 第 32 条 (第三者の責による利用不能)

第三者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被った場合、当社は、当該損害を被った契約者にその請求に基づき、当社が当該第三者から受領した損害賠償の額（以下「損害限度額」といいます）を限度として、損害の賠償をするものとします。

2 前項の契約者が複数ある場合、当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害全体に対し、損害限度額を限度とするものとし、契約者の損害の額を合計した額が損害限度額を超える場合、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害額を全ての契約者の損害額の合計額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額となるものとします。

### 第 33 条 (保証及び責任の限定)

当社は、本約款に定めのある場合を除いて、契約者が本サービスの利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません）について賠償、返金、料金の減免等の責任を負わないものとします。但し、当該損害が当社の故意又は重大な過失により発生した場合、この限りではないものとします。

2 契約者が本サービスの利用に関して第三者に与えた損害について当社が当該第三者に当該損害の賠償をした場合、当社は、契約者に当該賠償の全額について求償することが出来るものとします。

3 本サービスは、ドコモが提供する移動無線通信にかかる通信網において通信が著しく輻射したとき、電波状況が著しく悪化したとき、その他ドコモの定める場合、その通信の全部又は一部の接続が出来ない場合や接続中の通信が切断される場合があるものとします。この場合、当社は、契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではなく、その通信の可用性、遅延時間及び品質等について保証するものではないものとします。

### 第 34 条 (当社の装置維持基準)

本サービスを提供するための装置は、IIJ が事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持するものとします。

### 第 35 条 (定めなき事項)

本約款に定めなき事項が生じた場合、当社と契約者は、本契約の主旨に従い、誠意をもって協議し、その解決に努めるものとします。

### 第 36 条（合意管轄裁判所）

当社と契約者の間で訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する裁判所を当社と契約者の第一審の合意管轄裁判所とするものとします。

### 第 37 条（準拠法）

本約款は、日本国法を準拠法とするものとします。

### 第 38 条（分離可能性）

本約款のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令により、無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定は、完全に有効なものとして、引き続き効力を有するものとします。

### 第 39 条（禁止事項）

契約者は、本サービスを利用するにあたり、次に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他人の著作権、商標権等の知的財産権、財産権、プライバシー又は肖像権その他権利を侵害する行為。
- (2) 他人を誹謗中傷し、又は名誉、信用を毀損する行為。
- (3) 他人への詐欺又は脅迫行為。
- (4) 他人に不利益を与える行為。
- (5) 無差別又は大量に受信者の意思に反してメール等を送信する行為。
- (6) 本人の同意を得ることなく、第三者が嫌悪感を抱くメール等を送信する行為。
- (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為。
- (8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- (9) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段（いわゆるフィッシング及びこれに類する手段を含みます）により第三者の個人情報を取得する行為。
- (10) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為（偽装をするためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます）。
- (11) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は第三者が受信可能な状態のまま放置する行為。

### 第 40 条（SIM カードの貸与）

当社は、本サービスの契約者に SIM カードを貸与するものとします。

2 契約者は、本申込時に当社が提供している SIM カードサイズ（標準 SIM、microSIM、nanoSIM）から SIM カードサイズを指定するものとします。



3 当社は、送付先情報として指定された場所に当社の指定する方法により契約者に SIM カードを渡すものとします。

#### 第 41 条 (SIM カードの返還)

契約者は、本契約が終了した場合、当該終了の日から 20 日以内に当社が貸与した SIM カードを当社指定の以下の返送先住所に送料自己負担にて返却するものとします。

返却先住所	〒714-0081 岡山県笠岡市笠岡 4295-6 笠岡放送株式会社 行
-------	---

#### 第 42 条 (通信速度)

当社が本サービスで表示する通信速度は理論上の最高値であり、実際の通信速度は、接続状況、契約者及び利用者が使用する端末機器（以下、「使用機器」といいます）、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることに契約者はあらかじめ同意するものとします。

#### 第 43 条 (PIN ロックとその解除等)

SIM カードの PIN コードの入力を 3 回連続して間違えた場合、PIN ロック状態となり、PIN ロック解除コード (PUK) の入力が必要なものとします。

2 PIN ロック解除コード (PUK) の発行には、契約者から当社に対する発行依頼手続きが必要なものとします。当該手続きから PIN ロック解除コード (PUK) が実際に発行されるまでに数日掛かる場合があるものとします。

3 PIN ロック解除コード (PUK) の入力を 10 回連続して間違えた場合、SIM 無効化されるものとします。この場合、SIM カードの再発行が必要となり契約者は当社に別途料金表に定める SIM カード再発行費用の支払いを要するものとします。

4 前項の SIM カード再発行と当社から契約者に SIM カードを渡すまでには数日を要し、その間、同一携帯電話番号での発着信等の通信は出来ないものとします。

5 PIN ロック状態又は SIM 無効化による本サービス等が利用出来ない期間の料金の減免及び返金は行われ無いものとします。

#### 第 44 条 (端末機器)

契約者は、本サービスを利用するために必要となる端末機器について当社販売の端末機器以外を選択する場合、自己の責任と費用において準備するものとします。

2 契約者は、端末機器を電気通信事業法及び電波法その他関係法令が定める技術仕様に適合するように維持するものとします。

3 当社は、当社ウェブサイト上に当社又は IIJ により動作確認が実施された端末機器の製造会社、型式等の情報の一覧を掲載するものとします。動作確認がされた端末であって

も、OS のアップデートや設定等により動作しないことがあることに契約者はあらかじめ同意するものとします。

#### 第 45 条 (SIM カードにかかる契約者の義務)

契約者は、貸与を受けている SIM カードを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

2 契約者は、SIM カードを紛失（盗難による紛失を含みます）、故障又は破損した場合でかつ、音声通話機能付き SIM カードの場合に限り、契約者から当社に当社が定める方法により再発行依頼を受けるものとし、契約者は、別途料金表で定める SIM カード再発行費用を当社に支払うものとします。但し、当該 SIM カードの故障・破損等が、当社の責めに帰すべき事由による場合、無償で交換するものとします。

3 契約者は、SIM カードに登録されている電話番号その他の情報を読み出し、変更又は消去しないものとします。

#### 第 46 条 (サイバー攻撃への対処)

当社は、当社又は契約者の電気通信設備に対するサイバー攻撃への対処を行うため、次に掲げる事項の全部又は一部を実施することが出来るものとします。但し、かかる措置の実施が法令上許容される場合に限るものとします。

(1) 当社又は契約者の電気通信設備が、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録にかかる記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいいます。以下本条において同じとします）の送信先となった場合、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備からの通信に関して、当該送信元の電気通信設備の電気通信事業者が当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃への対処を求めるために契約者から個別かつ明確な同意が得られた場合に限り、当社設備で必要な範囲において検知した通信記録（送信元 IP アドレス、ポート番号及びタイムスタンプ）を当該電気通信事業者に提供することを電気通信事業法に定める「認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会」（以下本条において「認定協会」といいます）に委託すること。

(2) 当社又は契約者の電気通信設備が、送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信先となった場合、認定協会が送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備を特定するための調査及び研究を行う目的で契約者から個別かつ明確な同意が得られた場合に限り、当社設備で必要な範囲において通信（送信先 IP アドレス、ポート番号及びタイムスタンプ）を検知し、これを認定協会に提供すること。

(3) 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構が行う特定アクセス行為にかかる電気通信の送信先の電気通

信設備に関して、同機構が行う送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を  
求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役  
務の提供に支障が生ずるおそれがある場合、必要な限度で当該特定アクセス行為にかか  
る電気通信の送信先の電気通信設備の IP アドレス及びタイムスタンプから当該電気通  
信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うこと。

(4) 契約者が、C&C サーバ等のサイバー攻撃に用いられるサーバと通信することを遮断  
するために DNS サーバへの名前解決要求の際のクエリログその他関連する通信記録を  
自動的に検知すること。なお、契約者は、本サービスの契約期間中にいつでも契約者の  
選択により、かかる検知及び遮断が行われない設定に変更出来るものとします。

(5) サイバー攻撃の適切な予防措置及び事後対処に活用することを目的として、それら  
に関連する契約者の通信記録にかかる情報分析基盤を構築及び運用すること。

2 前項の対処を実施する場合（以下「当該対処」といいます）、契約者及び利用者は次に  
掲げる事項を事前に同意するものとします。

(1) 当該対処が使用機器をマルウェアに感染することから防止する機能ではないこと。

(2) C&C サーバへの通信遮断は、本サービスの回線単位で実施すること。

(3) C&C サーバへの通信遮断の回数や日時等の詳細の開示は出来ないこと。

(4) 全ての悪意ある通信を遮断出来ることを保証するものではないこと。

3 当該対処の実施の有無にかかわらず、使用機器のマルウェアの駆除、感染防止等の対策  
は契約者及び利用者自身の自己の責任において判断し実施の有無を決定するものとしま  
す。また、マルウェア等に感染したことによる損害は、当社で補償しないものとし、原因  
の究明も実施しないものとします。

#### 第 47 条（業務委託）

当社は、本サービスの提供に必要な業務の一部を当社の指定する第三者に委託すること  
が出来るものとします。

#### 第 48 条（危険 SMS 拒否設定）

当社は、ドコモ又は IIJ の提供開始に伴い音声通話機能付き SIM カード及び SMS 機能付  
き SIM カードの契約者に危険 SMS 拒否設定を有効になるかたちにて提供するものとしま  
す。但し、当該提供開始時点において契約者により SMS 一括拒否又は個別番号受信の設定  
がなされている場合にはこの限りではありません。また、契約者は本契約毎に危険 SMS 拒  
否設定を当社ウェブサイトに掲載する手順を実施することにより無効にすることが出来る  
ものとします。

2 危険 SMS 拒否設定は、全てのフィッシング SMS の受信を拒否することを保証するもの  
ではありません。

3 危険 SMS 拒否設定により拒否された SMS は破棄されるため、契約者は再送等により拒

否された SMS を受信することは出来ません。

4 危険 SMS 拒否設定と SMS 一括拒否の併用、又は危険 SMS 拒否設定と個別番号受信の併用は出来ません。SMS 一括拒否又は個別番号受信を有効にした時点で、危険 SMS 拒否設定は無効になります。

5 危険 SMS 拒否設定を一度無効にした後においても、契約者が当社ウェブサイトに掲載する手順を実施することにより再度、危険 SMS 拒否設定を有効にすることが出来るものとします。

6 危険 SMS 拒否設定により検知したフィッシング SMS に関する情報は、ドコモの保有するサーバに蓄積され、匿名化及び統計的な情報に加工されたうえで、次に定める目的でドコモが利用することがあるものとします。また、ドコモは次に定める目的で当該匿名化及び統計的な情報に加工された情報を第三者に開示することがあるものとします。

- (1) 危険 SMS 拒否設定における判定精度向上のため。
- (2) フィッシング SMS 送信者及び SMS 中継事業者へ是正を求めるため。
- (3) 契約者が、フィッシングサイトを開くことを防止するため。
- (4) 携帯電話事業者間でフィッシング SMS に関する対策を行うため。

## 附 則

- (1) 当社は、本サービスの開始以降、契約者から請求があったときは、別途料金表の規定により付加機能を提供するものとします。
- (2) 当社は特に必要がある場合、本約款に特約を付することが出来るものとします。
- (3) 本約款は 2015 年 8 月 1 日より施行します。

本約款の改定は、2016 年 3 月 15 日より施行します。

本約款の改定は、2016 年 9 月 1 日より施行します。

本約款の改定は、2017 年 2 月 7 日より施行します。

本約款の改定は、2018 年 1 月 10 日より施行します。

本約款の改定は、2018 年 3 月 1 日より施行します。

本約款の改定は、2018 年 10 月 1 日より施行します。

本約款の改定は、2018 年 10 月 6 日より施行します。

本約款の改定は、2019 年 5 月 21 日より施行します。但し、第 46 条（サイバー攻撃への対処）第 1 項第 3 号の規定は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構が同法附則第 8 条第 2 項第 2 号にかかる業務を開始した時点で実施するものとします。

本約款の改定は、2021 年 4 月 1 日より施行します。

本約款の改定は、2021 年 6 月 1 日より施行します。

本約款の改定は、2021 年 9 月 10 日より施行します。

本約款の改定は、2022 年 3 月 14 日より施行します。

本約款の改定は、2022 年 6 月 30 日より施行します。

本約款の改定は、2022 年 7 月 20 日より施行します。

本約款の改定は、2022年8月1日より施行します。

笠岡放送株式会社 ゆめふぉん料金表

1 表記説明

(1) 特記事項なき料金は、1 契約（単位）あたりの月額料金です。

2 月額基本料等

(1) 月額基本料（音声通話機能付き SIM カード）

料金プラン名	月額基本料
シンプルプラン	1,050 円(税込 1,155 円)
1GB プラン	1,260 円(税込 1,386 円)
3GB プラン	1,650 円(税込 1,815 円)
8GB プラン	2,250 円(税込 2,475 円)
20GB プラン	2,570 円(税込 2,827 円)

(2) 月額基本料（SMS 機能付き SIM カード）

料金プラン名	月額基本料
シンプルプラン	920 円(税込 1,012 円)
1GB プラン	1,150 円(税込 1,265 円)
3GB プラン	1,550 円(税込 1,705 円)
8GB プラン	2,150 円(税込 2,365 円)
20GB プラン	2,550 円(税込 2,825 円)

(3) 月額基本料（データ通信専用 SIM カード）

料金プラン名	月額基本料
シンプルプラン	680 円(税込 748 円)
1GB プラン	1,000 円(税込 1,100 円)
3GB プラン	1,400 円(税込 1,540 円)
8GB プラン	2,000 円(税込 2,200 円)
20GB プラン	2,500 円(税込 2,750 円)

※契約者の住所にて契約者又は契約者と同一世帯の者が光テレビを契約中かつ光テレビの利用料金を支払っている場合、月額基本料から 100 円(税込 110 円)を値引きするものとします。値引き条件が成立した日の属する月の翌月より適用するものとします。値引き条件を満たさなくなった日の属する月の翌月より非適用となるものとします。なお、当社は、上記条件の確認のため契約者に書類の提出を求めることがあります。また、上記条件を満たさなくなった場合、契約者は当社にすみやかに通知しなければならないものとします。

- ※契約者の住所にて契約者又は契約者と同一世帯の者が光ネットを契約中かつ光ネットの利用料金を支払っている場合、月額基本料から 100 円(税込 110 円)を値引きするものとします。値引き条件が成立した日の属する月の翌月より適用するものとします。値引き条件を満たさなくなった日の属する月の翌月より非適用となるものとします。なお、上記条件の確認のため契約者に書類の提出を求めることがありますものとします。また、上記条件を満たさなくなった場合、契約者は当社にすみやかに通知しなければならないものとします。
- ※月額基本料は、当社が契約者の指定した送付先に SIM カードを発送した日の翌日から発生するものとします。
- ※ゆめふおんの利用終了にかかる日の属する月の月額基本料の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記表中の月額基本料の額として定める金額とするものとします。
- ※すべての料金プランにおいて、バンドルクーポンを利用することが出来るものとします。当該バンドルクーポンは、当社が各月初日に契約者に割り当てるものとし、当該バンドルクーポンの有効期間はその月の翌月末日までとするものとします。
- ※本契約の解除の日の属する月の月額基本料の額は、上記月額基本料の表中において月額基本料の額として定める金額とするものとします。
- ※SIM カードの利用の終了にかかる日の属する月の月額基本料の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記月額基本料の表中において料金の額として定める金額とするものとします。
- ※バンドルクーポンを使い切った状態で、3 日間あたりの通信容量が 366MB を超えた場合、予告なく通信速度を制限する場合がありますものとします。

(4) ゆめふおん通話料（音声通話機能付き SIM カードのみ）

項目	料金
通話料（国内）	20 円(税込 22 円)/30 秒
デジタル通話料（国内）	36 円(税込 39.6 円)/30 秒
通話料（国際）	ドコモが定める国際電話サービス契約約款において国際通話料として定められた額と同額 ※非課税
国際ローミング料金	ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額 ※非課税



(5) ゆめふぉん SMS 送受信料 (音声通話機能付き SIM カードと SMS 機能付き SIM カードのみ)

SMS 送受信料金	国内への送信	70 文字 (半角英数字のみの場合 1~160 文字) まで	3 円 (税込 3.3 円)
	国外への送信	70 文字 (半角英数字のみの場合 1~160 文字) まで ※非課税	50 円
	国外からの送信	1 回あたりの送受信料金 ※非課税	100 円
SMS 受信料金		0 円	

※SMS 料金、通話料 (国内)、通話料 (国際) 及び国際ローミング料金とは、SMS、音声通話及び国際ローミングの利用に応じて、月額基本料、留守番電話利用料 (月額) 及び割り込み電話着信利用料 (月額) とは別に支払いを要する料金として定めるものとします。

※通話料 (国内) 及び通話料 (国際) のうち、テレビ電話・64kb/s データ通信等のデジタル通信を利用した場合、デジタル通信料金が適用されるものとします。

※音声通話機能付き SIM カードと SMS 機能付き SIM カードの利用の終了にかかわらず、SMS 機能及び音声通話機能の利用が可能な場合があるものとします。当該機能の利用が確認された場合、当該削除日又は当該解除日がいづであるかにかかわらず、当該利用にかかる料金を請求するものとします。

※通話料 (国内) 及び通話料 (国際) は、月額基本料より 1 ヶ月遅れて請求が行われるものとします。また、国際ローミング料金については、個々のローミング事業者の状況により 1 ヶ月以上遅れて請求が行われる場合があるものとします。

(6) 追加クーポン利用料金

追加容量	料金
1GB につき	500 円(税込 550 円)

※1 回に追加出来る追加クーポンは、1GB となるものとします。

※追加クーポンは、当該追加クーポンの利用の申し込みを当社が承諾した日の属する月の月末までが利用期限となるものとします。利用期限で未使用の通信容量は消滅するものとします。

※追加クーポンの取り消し及び料金の返還又は減免は出来ないものとします。

(7) 付加機能料金 (音声通話機能付き SIM カードのみ)

項目	料金
留守番電話利用料 (月額)	300 円(税込 330 円)/1 電話番号
割り込み電話着信利用料 (月額)	200 円(税込 220 円)/1 電話番号

転送でんわ（月額）	無料/1 電話番号
-----------	-----------

※留守番電話若しくは割り込み電話着信の利用又は利用の終了については、契約者は、事前に当社が定める方法で留守番電話オプション若しくは割り込み電話着信オプションの利用の申し込み又は利用の終了の申し込みをする必要があるものとします。当該サービスの利用の申し込み又は利用の終了の申し込みの回数の上限は、暦月あたりいずれか1とするものとします。

※留守番電話利用料（月額）及び割り込み電話着信利用料（月額）は、留守番電話オプション及び割り込み電話着信オプションの利用開始日（当該サービスの利用が可能となる日として当社が指定する日をいいます）から発生するものとします。

※留守番電話オプション及び割り込み電話着信オプションの利用の終了にかかる日（契約者が当該オプションの利用の終了を当社に通知した日をもって利用の終了にかかる日とします）の属する月の留守番電話利用料（月額）及び割り込み電話着信利用料（月額）の額は、当該日が暦月のいずれかの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付き SIM カード利用料の表中において料金の額として定める金額とするものとします。

※転送でんわの利用又は利用の終了については、契約者は申し込みをする必要がなく、契約者による当社ウェブサイトに掲載する転送でんわの利用の手順を実施する必要があるものとします。また、転送でんわを利用中の本契約電話番号から転送先電話番号への転送時の通話にかかる通話料は(4) ゆめふおん通話料（音声通話機能付き SIM カードのみ）の通話料（国内）と同額とし、契約者が当社に支払うものとします。

(8) 付加機能料金（音声通話機能付き SIM カードと SMS 機能付き SIM カードのみ）

項目	料金
危険 SMS 拒否設定	無料/1 電話番号

(9) ユニバーサルサービス料

電気通信事業法に基づき、携帯電話番号毎にユニバーサルサービス料を請求するものとします。ユニバーサルサービス料はユニバーサルサービス制度で定められた金額に従い変動するものとします。但し、データ通信専用 SIM カードにおいて、020 からはじまる番号は除くものとします。

(10) 電話リレーサービス料

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第 25 条の規定に基づき、携帯電話番号毎に電話リレーサービス料を請求するものとします。電話リレーサービス料は電話リレーサービス制度で定められた金額及び請求時期に従い変動するものとします。但し、データ通信専用 SIM カードにおいて、020 からはじまる番号は除くものとします。

(11) その他の料金

電報サービスその他音声通話機能に付帯してドコモが利用可能としているサービスを利用した場合、当社はドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款において定められた額と同額を当社は請求するものとします。

項目	料金	内容
初期費用	3,000 円 (税込 3,300 円)	新規契約
SIM カード再発行費用	3,000 円 (税込 3,300 円)	紛失・故障・盗難等に伴う再発行
SIM カードサイズ変更費用	3,000 円 (税込 3,300 円)	利用端末変更に伴う SIM サイズ変更
機種変更費用	2,000 円 (税込 2,200 円)	利用端末の機種変更
MNP 転出費用 (店頭)	1,000 円 (税込 1,100 円)	他社への MNP 転出
MNP 転出費用 (Web 申込)	無料	他社への MNP 転出 当社ウェブサイトからの手続きの場合のみ ※但し、笠岡放送店頭又は電話等で MNP 転出費用 (Web 申込) の方法について補助等を実施した場合は除きます
解約費用	無料	契約解除 ※2022 年 7 月 1 日以降に契約者が契約を解除する場合、契約時期を問わず解約費用が無料です。

※音声通話機能付き SIM カードの場合に限り、SIM カード再発行又は SIM カードサイズ変更をする場合、電話番号を利用することが出来ない期間 (SIM カード再発行又は SIM カードサイズ変更の手続き完了後から当該手続きにかかる音声通話機能付き SIM カードが契約者の指定した送付先に到着するまでの期間) があるものとします。

(12) 請求月

※各種料金と請求月の関係は、下記の通りとなるものとします。

項目	当月料金の請求月
月額基本料	翌々月
ゆめふおん通話料	翌々月
ユニバーサルサービス料	翌々月
電話リレーサービス料	翌々月
付加機能料金	翌々月
追加クーポン	翌々月
手数料	翌々月
解除調定金	当社が解約日を確認した日の翌々月

※2022年7月1日以降は、新たに解除調定金は発生しないものとします。